

2017 年度
APEC エンジニア
(建築構造技術者)

新規審査申請総合案内書

APEC エンジニア
建築エンジニア資格委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル TEL 03 (6261) 3310

この審査は、「APEC^{*1} エンジニア協定^{*2}」及び「APEC エンジニア審査説明書 (Rev.6.1)」(APEC エンジニア・モニタリング委員会^{*3} (以下、「モニタリング委員会」という。) 作成) に基づいて行われるものです。

一級建築士のうち建築構造に関する実務を行う方 (JSCA 建築構造士など建築構造技術者) については、APEC エンジニアの Structural (構造) 分野の対象となります。これらの方に対する審査の実施に関する事務は、前述の審査説明書に基づき、モニタリング委員会からの委託を受けた APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会^{*4} (以下、「建築エンジニア資格委員会」という。)(事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター (以下、「センター」という。)) が行います。審査の結果に関する最終的決定権は、モニタリング委員会にあります。

Structural 分野のうち建築構造技術者の審査申請に関して不明な点は、建築エンジニア資格委員会事務局 (センター本部 企画部) へお問合せ下さい。

<注釈>

- *1. APEC：アジア太平洋経済協力会議。日・米・中・韓・ASEAN(東南アジア諸国連合) 各国などが参加し、貿易や投資の拡大を目指して 1989 年設立。
- *2. APEC エンジニア協定：APEC エンジニアの登録について、APEC エンジニア協定総会が決定し、IEA コンピテンス協定 (IEA Competence Agreements) の一部として取りまとめたもの。IEA コンピテンス協定とは、従来の APEC エンジニア・マニュアル、EMF 定款等を 1 つの文書として再編成したもので、APEC エンジニア協定、IPEA 国際エンジニア協定等を含む。IEA とは International Engineering Alliance の略で、APEC エンジニアなど資格の協定 3 本とワシントン協定などエンジニアリング教育認定の協定 3 本で構成されるエンジニアリング関係の国際連合。
- *3. APEC エンジニア・モニタリング委員会：APEC エンジニアの審査・登録等を行うため、関係 12 省庁 (現関係 9 省 (総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。)) の申し合わせに基づき設立された委員会。(事務局：公益財団法人日本技術士会)
- *4. APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会：建築に関する学識経験者及び建築職能団体等により構成される委員会。

目 次

§ 1. APEC エンジニアについて	
1-1 APEC エンジニアとは	3
1-2 APEC エンジニアと一級建築士	4
§ 2. 審査・登録（建築構造技術者）	
2-1 申請から登録までの流れ	5
2-2 対象	5
2-3 審査の視点	5
2-4 審査方法	6
2-5 審査申請書の申請	6
2-6 審査手数料	8
2-7 審査結果の発表	8
§ 3. 新規登録申請手続き	
3-1 登録の方法	9
3-2 登録手数料	9
3-3 登録の有効期間	9
3-4 登録証	9
3-5 登録者名簿	9
§ 4. 登録の更新	
4-1 審査方法	9
4-2 更新審査・登録手数料	9
4-3 登録証の交付	9
§ 5. 継続的な専門能力開発（CPD : Continuing Professional Development）について	
5-1 遡及更新登録	10
5-2 再登録	10
5-3 建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度	10
§ 6. 問合せ先一覧	11
§ 7. APEC エンジニア審査申請に係る問合せ Q&A	12
§ 8. 審査申請書の記入上の注意事項と記入例	15

§ 1. APEC エンジニアについて

1-1. APEC エンジニアとは

(1) APEC エンジニア相互承認プロジェクト

APEC エンジニア相互承認プロジェクトは、1995 年に大阪で開催された APEC 首脳会議において、技術者の APEC 域内流動化の促進が決議されたことを契機としており、参加国間でプロジェクト開始のための準備が進められた結果、2000 年 11 月 1 日以降プロジェクトが開始されるに至りました。

その後、2012 年にシドニーで開催された IEA 総会において、APEC エンジニア、EMF (Engineers Mobility Forum) 及び ETMF (Engineering Technologist Mobility Forum) の 3 つの技術者国際登録枠組みは、それぞれの基本文書を統合し、APEC エンジニアの基本的枠組みを定めた「APEC エンジニア・マニュアル」は、IEA コンピテンス協定の中の「APEC エンジニア協定」として再編成されました。プロジェクトの目的は、従来の「実質的同等性担保のための手続き」から「国際的技術者に求められる資質のベンチマーク」に変更されました。また、これに伴い、APEC エンジニア登録要件の一部が変更されました。

APEC エンジニアとなるには、次に示す 7 つの要件について、自国の審査機関の審査を受け、要件を満たしていると認められた後、登録を受ける必要があります。

APEC エンジニアとして登録を受けた技術者は、技術者としての能力が APEC 域内で実質的に同等であることが証明され、APEC 域内に共通の APEC エンジニアという称号を受けたこととなります。この段階で、APEC エンジニアは、技術レベルの証明として、この称号を用いることが可能となります。

次に、相互承認の段階に移行することになりますが、これについては、今後、関係する二国間又は多国間の政府間での協議が整うことが必要です。この場合、協議の内容如何によっては、相互承認のための補足審査や追加的条件等が課せられる場合があります。

現在日本は、豪国との間で「機械」「電気」「化学」分野において、相互承認を行う枠組み文書を署名しています。(2003 年 10 月 1 日署名)

(2) APEC エンジニアの要件

APEC エンジニアになるためには、下記の 7 要件を (APEC エンジニアの 7 要件) 満たす必要があります。

- ① 登録、免許の要件としての総合的学力レベルを有していること。
- ② International Engineering Alliance (IEA) が標準として示すエンジニアとしての知識・能力に照らし、自己の判断で業務を遂行する能力があると認められること。
- ③ エンジニアリング課程修了後、7 年間以上の実務経験を有していること。
- ④ (上記の 7 年間のうち) 少なくとも 2 年間は重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験を有していること。
- ⑤ 継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること。
- ⑥ 業務の履行に当たり倫理的に行動すること
- ⑦ プロフェッショナル・エンジニアとして行った活動及び決定に対して責任を持つこと

(3) 参加エコノミー

現在、14 エコノミー (オーストラリア、カナダ、台湾、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、米国) が参加しています。

1-2. APEC エンジニアと一級建築士

(1) 建築構造分野

日本が登録している Structural（構造）分野の定義は下表の通りです。表中①に該当する部分が、建築構造分野となります。（表中②は、技術士が対象となります。）

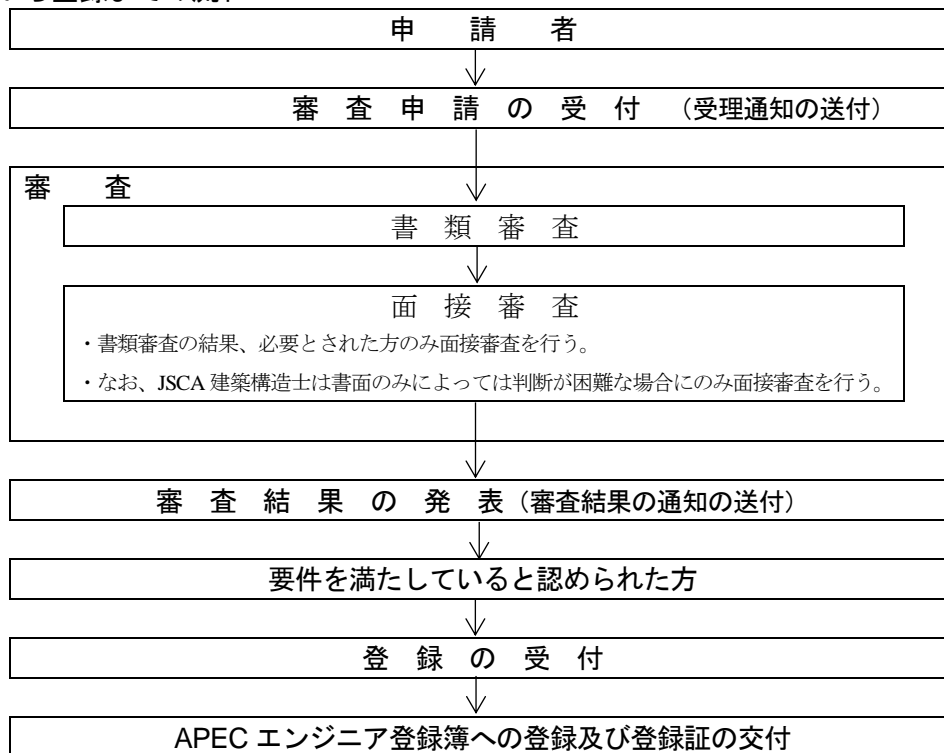
Structural 分野の内容
<p>①建築物については、建築物等の企画・計画から設計・施工・維持管理その他にいたるあらゆる局面での建築構造に関する業務を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・建築物等とは、①土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの及び門等附属物、②観覧のための工作物等及びこれら（①を含む）に係る建築設備、③煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設等の工作物（建築基準法第 88 条）を指す。・建築物（小規模な木造建築物を除く）の設計、工事監理は建築士でなければ行ってはならない。 <p>※審査の対象としては、「一級建築士のうち建築構造に関する実務を行う者」とする。</p> <p>②橋などの個別の構造物の計画、調査、設計、施工・施工監理、維持管理・運用、廃棄・解体撤去を対象（建築士免許を要するものを除く）とする。下記に該当する技術士の登録部門と選択科目を示す。</p> <p>9 建設部門</p> <p>9-1 土質及び基礎 9-2 鋼構造及びコンクリート 9-3 都市及び地方計画 9-4 河川、砂防及び海岸・海洋</p> <p>9-5 港湾及び空港 9-6 電力土木 9-7 道路 9-8 鉄道 9-9 トンネル 9-10 施工計画、施工設備及び積算</p> <p>10 上下水道部門（10-1 上水道及び工業用水道 10-2 下水道）</p> <p>11 衛生工学部門（11-3 廃棄物処理 11-4 空気調和 11-5 建築環境）</p> <p>12 農業部門（12-3 農業土木）</p> <p>13 森林部門（13-2 森林土木）</p> <p>14 水産部門（14-3 水産土木）</p> <p>17 応用理学部門（17-3 地質）</p> <p>20 原子力・放射線部門（20-1 原子炉システムの設計及び建設）</p>

(2) APEC エンジニアとしての登録

建築構造分野の審査において、要件を満たしていると認められた方は、Structural（構造）分野の APEC エンジニアとして申請により登録を受けることになります。

§2. 審査・登録（建築構造技術者）

2-1. 申請から登録までの流れ



2-2. 対象

一級建築士のうち建築構造に関する実務を行う方（JSCA 建築構造士など）でなければ審査を受けることができません。

2-3. 審査の視点

APEC エンジニア（建築構造技術者）になるためには、一級建築士として有効に登録されており、かつ、APEC エンジニアの7要件を満たす必要があります。それぞれの審査の視点は、以下の通りです。

① 登録、免許の要件としての総合的学力レベルを有していること。

- ・以下に該当する方は、「登録、免除の要件としての総合的学力レベル」を有しているものとみなします。
 - a) 大学のエンジニアリング課程を卒業し、かつ、一級建築士試験に合格した方
 - b) a)に掲げる方のほかモニタリング委員会がこの要件を満たすと認めた方
- ・様式1の記述内容（一級建築士等資格取得状況、学歴、職歴等）により大学のエンジニアリング課程を卒業し、かつ、一級建築士試験に合格していることを確認します。b)の場合については、追加の資料を求める場合があります。

② IEA が標準として示すエンジニアとしての知識・能力に照らし、自己の判断で業務を遂行する能力があると認められること。

- ・IEA が標準として示すエンジニアとしての知識・能力（以下、「IEAPC」という。）とは、下表の13項目です。各項目に定められた知識・能力を有していることを確認することにより、「自己の判断で業務を遂行する能力」を満足しているかどうかを審査します。

IEA の定めるエンジニアとしての知識・能力			
1	普遍的知識を理解し応用する	8	倫理
2	特定の国又は地域に関する知識を理解し応用する	9	エンジニアリング活動のマネジメント
3	問題分析	10	コミュニケーション
4	解決策のデザインと開発	11	継続研鑽
5	評価	12	判断
6	社会の保全	13	決定に対する責任
7	法と規則		

- ・上表の項目のうち、一級建築士免許では確認できない「9 エンジニアリング活動のマネジメント」及び「10 コミュニケー

ション)について、様式3の「プロジェクトの特徴」の記述、及び「責任ある立場で果たした役割」の記述(①プロジェクトのマネジメントを適切に行ったこと、②チームの一員又はリーダーとして効率的に役割を果たしたこと、及び③それらの経験を現時点でどう評価するか)により審査します。

③ エンジニアリング課程修了後、7年間以上の実務経験を有していること。

- ・一級建築士等資格取得状況、学歴、職歴等の内容を踏まえ、**建築構造**に関する7年間以上*の実務経験を有しているかどうかを審査します。
- ・建築構造以外の実務経験は、対象となりません。
- *1 実務経験の期間数の算定対象期間は、審査申請書受付開始の前月までの期間です。具体的な期間は、2017年度審査の場合、2017年9月30日までとなります。各申請者の申請日ではありませんのでご注意ください。
- *2 同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合、期間を重複して年数に加算することはできません。

④ (上記の7年間のうち)少なくとも2年間は重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験を有していること。

- ・下記に該当する**建築構造**に関して少なくとも2年間**の業務経験を有しているかどうかを審査します。
 - a. 比較的小さな規模の業務について、企画、計画、設計、管理、監理、調整などの大半を実施した経験。
 - b. 比較的規模の大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などを行った経験。
 - c. 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務などを実施した経験。
- * *1 実務経験の期間数の算定対象期間は、審査申請書受付開始の前月までの期間です。具体的な期間は、2017年度審査の場合、2017年9月30日までとなります。各申請者の申請日ではありませんのでご注意ください。
- * *2 同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合、期間を重複して年数に加算することはできません。また、この2年間は上記要件の7年間の実務経験の中から選んで下さい。

⑤ 継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること。

- ・直近5年間で250時間(新規の場合は、申請時より直近2年間で100時間。いずれも「重み付け係数」を考慮した時間、以下同じ。)の継続職能開発(CPD)が実施されているかどうかを審査します。(CPDについては別紙『APEC エンジニア(建築構造技術者)申請者/登録者のための継続的な専門能力開発について』をご覧ください。)

⑥ 業務の履行に当たり倫理的に行動すること。

⑦ プロフェッショナル・エンジニアとして行った活動及び決定に対して責任を持つこと。

- ・以下の宣誓事項に署名していることを確認します。
 - ・わが国及び業務を行う相手エコノミーの行動規範並びにIEAの倫理規定を遵守すること。
 - ・相手エコノミーの免許又は登録機関の要求事項及び法規制により、自己の行動について責任を負うこと。
 - ・業務履行結果を常に謙虚に振り返り、自分の知識、判断基準などを見直し、より望ましい業務履行ができるよう努めること。

2-4. 審査方法

(書類審査)

申請者がAPEC エンジニアの7要件を満たすかどうかについて、申請者自身で作成し建築エンジニア資格委員会に提出した審査申請書をもとに審査を行います。

(面接審査)

書類審査の結果、面接が必要とされた方に対してのみ行います。

JSCA 建築構造士資格の取得者は、書面のみによって判断が困難な場合のみ行います。

なお、面接の実施については、対象者に別途、日時・場所・必要書類等を指定した通知書を送付いたします。

(面接は原則として東京で行う予定です。)

2-5. 審査申請書の申請

(1) 審査申請書の受付

受付期間：2017年10月1日(日)～11月30日(木)

審査申請は、締切日の消印のあるものまで有効です。

受付場所：APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局

((公財) 建築技術教育普及センター本部)

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

申請方法：(3) に示す書類を角 2 封筒（A4 サイズの用紙が入るもの）を使用し、簡易書留郵便により上記受付場所へ郵送で申請して下さい。

(2) 審査申請書類等の配布

配布物：審査申請書（和・英とも）

配布方法：上記については、センターホームページより Word ファイル及び Excel ファイルにてダウンロード出来ます。

(3) 申請に必要な書類

①審査申請書（和・英とも）（A4 サイズの用紙に出力したもの）

- ・「審査申請書（新規用）記入にあたっての注意事項」をよく読んで和文と英文の両方についてご記入下さい。

（様式 1）一般事項等

（様式 2）7 年（84 ヶ月）間以上の実務経験

（様式 3）2 年（24 ヶ月）間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験

（様式 4）CPD 実施記録簿（和のみ）（A4 サイズの用紙に出力したもの）

（別紙）宣誓

（別紙）他の一級建築士による推薦書（2 名分）

②①の（様式 4）CPD 実施記録簿の Excel ファイル「CPD 実施記録簿.xlsx」

*CPD 実施記録簿の作成は、センターホームページからダウンロードした Excel ファイルを用いて行い、そのファイルを 2HD フロッピーディスク又は CD-ROM に保存の上、提出して下さい。

提出する 2HD フロッピーディスク又は CD-ROM には氏名を記載したラベルを貼付して下さい。

③写真（縦 4.0cm×横 3.0 cm） 2 枚

- ・無帽、無背景、正面上 3 分身を写した証明写真（カラーコピー不可）
- ・最近 3 ヶ月以内に撮影したもの
- ・写真の裏面に氏名を記入し、審査申請書の様式 1（和・英とも）に貼付して下さい。

④振替払込請求書兼受領証の写し（受付局日附印が受付期間のもの）

審査手数料（12,960 円（消費税込））をゆうちょ銀行又は郵便局に設置の払込取扱票により、下記口座に払い込んで納付し、その際発行される振替払込請求書兼受領証の写しを書類と共に同封して下さい。

なお、振替払込請求書兼受領書は、審査手数料の返還が必要となった場合に使用しますので適宜保管して下さい。

また、払込手数料は申請者の負担とし、領収書は振替払込請求書兼受領証をもって代えます。

払込先 口座番号 00140-2-184032

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

⑤官製はがき 1 枚（審査申請書を受理したことの通知用）

はがきには、何も記入しないで下さい。

⑥一級建築士の免許証若しくは免許証明書の写し（各都道府県の建築士会で、最近 2 カ月以内に原本照合を受けたもの）又は建築士登録証明書（(公社) 日本建築士会連合会で、最近 2 カ月以内に発行したもの）

*原本照合の手続きは有料です。詳しい手続き等については（公社）日本建築士会連合会又は各都道府県の単位士会にお問合せ下さい。

*建築士登録証明書の発行は有料です。詳しい手続き等については（公社）日本建築士会連合会のホームページ（<http://www.kenchikushikai.or.jp/>）をご確認下さい。

⑦JSCA 建築構造士の登録証の写し（JSCA 建築構造士の登録有効年月日が記載されている免許証サイズのもの）（JSCA 建築構造士の場合のみ）

⑧構造設計一級建築士の登録証の写し（構造設計一級建築士の交付番号が記載されている免許証サイズのもの）（構造設計一級建築士の場合のみ）

上記⑥において、建築士登録証明書を提出される方は不要です。

(注意) 申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。また、審査の過程において、別途に資格委員会より追加資料や修正書類の提出をお願いすることがありますが、申請者自身による修正の申出は受けられません。なお、申請のために提出された書類については、返却には応

じられません。

2-6. 審査手数料

12,960 円（うち、消費税額 960 円）

ゆうちょ銀行又は郵便局に設置の払込取扱票により下記口座に払い込んで下さい。

払込先 口座番号 00140-2-184032

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

なお、一旦収納した審査手数料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返還しません。

2-7. 審査結果の発表

発表の時期：2018 年 3 月下旬

審査の結果にかかわらず全員に通知書を送付いたします。

また、要件を満たしていると認められた方については、申請者の整理番号をセンターホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)に掲載する予定です。

審査結果に関する電話・文書等でのお問合せには、一切応じられません。

§ 3. 新規登録申請手続き

3-1. 登録の方法

要件を満たしていると認められた方には、審査結果の通知とともに登録手続きのご案内をいたしますので、速やかに登録手続きを行って下さい。

また、所定の期間内に登録手続きを行わない場合は、登録を受けることができず、APEC エンジニアの称号を得ることができなくなりますのでご注意ください。

3-2. 登録手数料

8,640 円（うち、消費税額 640 円）

3-3. 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録日より 5 年間です。（有効期限は登録証に明記されます。）

3-4. 登録証

登録者には、APEC エンジニア登録証を交付いたします。

3-5. 登録者名簿

登録者は、モニタリング委員会で管理する APEC エンジニア登録者名簿に必要な事項が記載されます。

関係機関の問合せ等があった場合においては、モニタリング委員会が管理する APEC エンジニア登録者名簿を提示します。

また、報道機関等からの問合せがあった場合、建築構造技術者の分についてはセンターが、登録者の登録番号、氏名、現住所（市町村名）について開示します。

予めご了承下さい。

§ 4. 登録の更新

APEC エンジニアの登録の有効期間は登録日より 5 年間で基本とします。このため、APEC エンジニアであり続けるためには、登録を更新する必要があります。具体的には、登録の有効期間内の 5 年間に 250 時間以上の CPD を実施し、申請により審査を受け、要件を満たしていると認められた後、登録を更新することになります。

登録の更新審査及び登録に関する詳細は、更新対象者に対し事前にご案内いたします。

4-1. 審査方法

審査は、APEC エンジニアの 7 要件のうち、主に「**継続的な専門能力開発（CPD）*を満足すべきレベルで実施していること**」について、建築エンジニア資格委員会事務局が受理した更新審査申請書をもとに行います。なお、必要に応じて、CPD の実施内容等を確認するため、問合せ又は CPD の実施を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

*CPD については、『§ 5. 継続的な専門能力開発（CPD）について』をご覧ください。

4-2. 更新審査・登録手数料

10,800 円（うち、消費税額 800 円）

4-3. 登録証の交付

登録の更新審査の結果、要件を満たしていると認められた方については、新たな APEC エンジニア登録証を交付いたします。

§ 5. 継続的な専門能力開発（CPD：Continuing Professional Development）について

APEC エンジニアの7要件の1つに『継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること』があります。

「継続的な専門能力開発」とは、CPD（Continuing Professional Development）と呼ばれ、APEC エンジニアとして必要な知識及び技能の維持向上に継続的に努めることが求められています。

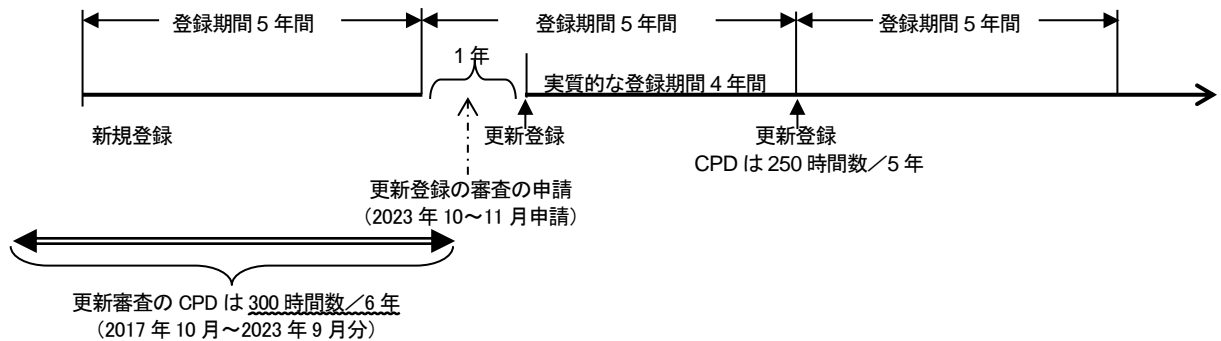
この要件を満たすためには、審査申請時*より遡った2年間に100時間以上のCPDを実施することが必要です。

CPDに関する詳細は、別紙「APEC エンジニア（建築構造技術者）申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について」をご覧ください。

※審査申請時より遡った2年間とは、各申請者の申請日ではなく審査申請書受付開始前の2年間を言い、具体的な期間は、2017年度審査の場合、2015年10月1日から2017年9月30日となります。

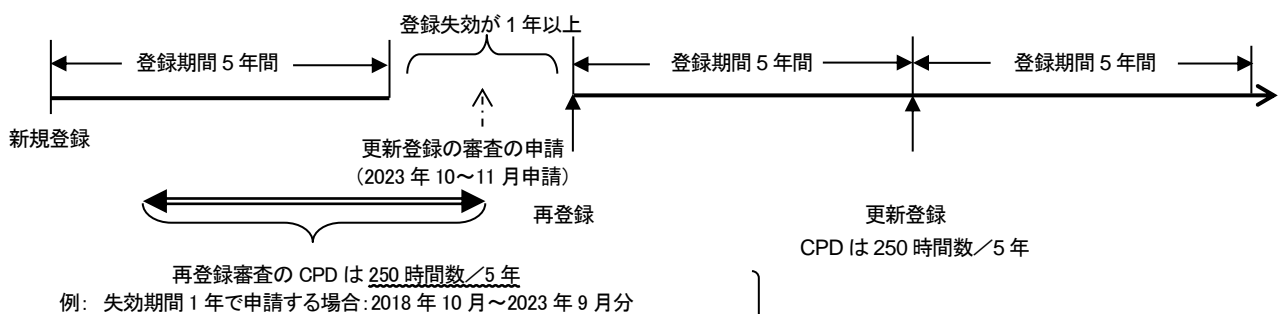
5-1. 遡及更新登録

登録の更新審査申請時より遡った5年間に、CPD 時間数が要件の250時間数に満たない場合は、要件を満たすことが認められないため、登録が失効します。ただし、1年後までに300時間数を満たした場合に限って、継続して登録を受けることができます。（この場合、更新登録を受けるまでの1年間はAPEC エンジニア名称の使用はできません。登録更新後の登録日及び登録番号は、現在のままとなります。また、当該遡及更新は、登録の更新審査申請時に一級建築士の業務の停止を命ぜられていなかった方に限り、適用することができます。）



5-2. 再登録

登録が失効した方で再度登録を受けようとする場合は、再登録の審査申請時より遡った5年間にCPD 時間数が250時間数を満たすことによって再度登録することができます。この場合の手続きは通常の更新審査申請と同様になります。（この場合、再登録を受けるまでの間はAPEC エンジニア名称の使用はできません。また、再登録後の登録番号は現在のままとなりますが、登録日は新たに付与され、現在のものは使用できなくなります。）なお、失効期間が1年未満の方については、「5-1. 遡及更新登録」に基づく登録を希望するか「5-2. 再登録」に基づく登録を希望するか意思表示をお願い致します。



5-3. 建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度

APEC エンジニアは、自動的に建築 CPD 情報提供制度に参加登録されます。ただし、登録者から承諾しない旨の申し出がある場合（(4) 参照）を除きます。

なお、APEC エンジニアとしての登録が失効した時点で「建築 CPD 情報提供制度」の参加登録は無効となります。

(1) 建築 CPD 情報提供制度について

建築 CPD 情報提供制度とは、制度参加登録者が建築 CPD 情報提供制度認定プログラム（以下、「認定プログラム」という。）に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じて、その実績を証明する制度です。建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績証明書は、国土交通省の官庁営繕事業に係る設計・工事監理業務の発注及び建築工事等の発注に際して活用されている他、38 都道府県及び 22 主要市において設計・工事監理業務の発注、建築工事の発注等で活用されています。

認定プログラムとは、建築 CPD 情報提供制度により、建築士等の研修として相応しい講習会等として予め認定されたプログラムのことです。認定プログラムは、当センターホームページの「認定プログラム一覧」に掲載されています。

(2) 対象となる出席記録

認定プログラムへの出席記録（受付時に名簿へ記載したもの）が対象となります。

CPD 情報システムにおいて自ら申請した出席記録については、証明の対象になりませんので、ご注意ください。

(3) 参加登録料

APEC エンジニア登録者の建築 CPD 情報提供制度への参加登録料は無料です。

(4) 制度への参加を承諾しない場合

制度への参加を承諾しない場合には、下記へご連絡下さい。（APEC エンジニア登録簿に登録された段階で、自動的に制度への参加を承諾したものとします。）

APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局

（公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部）

〒〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

Tel 03 (6261) 3310 (代表) Fax 03 (6261) 3320

§6. 問合せ先一覧

(1) Structural（構造）のうち建築構造技術者の審査・登録に関する問合せ

（公財）建築技術教育普及センター（APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 電話 03 (6261) 3310 (代表)

URL <http://www.jaic.or.jp/>

(2) 一級建築士免許証若しくは免許証明書の原本照合又は建築士登録証明書に関する問合せ

（公社）日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 電話 03 (3456) 2061

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp/>

(3) JSCA 建築構造士に関する問合せ

（一社）日本建築構造技術者協会

〒102-0073 東京都千代田区三番町 24 林三番町ビル 電話 03 (3262) 8498

URL <http://www.jsca.or.jp/>

(4) 構造設計一級建築士に関する問合せ

（公財）建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 電話 03 (6261) 3310 (代表)

URL <http://www.jaic.or.jp/>

なお、Structural（構造）のうち建築構造以外の分野及びその他の分野の審査・登録については、公益社団法人日本技術士会（〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-20 田中山ビル 8 階 電話 03 (3459) 1331）にお問合せ下さい。

§ 7. APEC エンジニア審査申請に係る問合せ Q&A

(1) APEC エンジニアについて

No.	質 問	解 答
1	APEC エンジニアとは何ですか？	実務経験などについて一定レベル以上にあると認められる技術者に対する、APEC 域内の共通の称号です。 今後、関係する二国間または多国間の政府間での協議が整えば、相互承認の段階に移行することになります。(この場合、協議の内容如何によっては、相互承認のための補足審査や追加的条件等が課せられる場合があります。)
2	APEC エンジニアは、国家資格ですか？	APEC 参加国間で一定レベル以上の技術者に対し、APEC 域内の共通の称号を与えられるもので、国の法律に基づく資格等の登録ではありません。 日本では、12省庁(1999年(平成11年)11月当時。現在は、関係9省)の申し合わせに基づき設置されたモニタリング委員会で審査登録等が行なわれているものです。(建築構造分野については、モニタリング委員会の委託を受け、建築エンジニア資格委員会(事務局:センター)が審査登録等を行います。)
3	APEC エンジニアになるとどのような仕事ができるのですか？	APEC エンジニアとは、「称号」です(No1 をご覧下さい。)ので、直接仕事に結びつくことはありません。APEC エンジニアとしての登録は、技術者としての能力が APEC 域内で同等であるとみなされることです。資格の受入れについては今後、関係する二国間または多国間の政府間での協議が整えば、相互承認の段階に移行することになります。
4	日本が登録している APEC エンジニアの専門分野は何ですか？	日本が登録を開始している専門分野は、「Civil」「Structural」「Geotechnical」「Environmental」「Mechanical」「Electrical」「Industrial」「Mining」「Chemical」「Information」「Bioengineering」の 11 分野です。 専門分野の定義は各エコミーによって相違があります。
5	どのような人が審査の申請をできるのですか？	日本では、Structural 分野のうち建築構造分野は、一級建築士資格取得者のうち、建築構造に携わる方が審査対象となります。 上記以外の Structural 分野とその他の分野は、技術士資格を取得している方が審査対象となります。
6	APEC エンジニアの称号には有効期限があるのですか？	登録証交付日より 5 年間です。その後も APEC エンジニアであり続けるためには、登録の更新を行う必要があります。具体的には、登録の更新のための審査において要件を満たしていると認められなければなりません。

(2) 申請書類について

No.	質 問	回 答
1.	申請書類はどこで入手できますか？	センターのホームページよりダウンロードできます。
2.	申請書は日本語と英文のどちらを提出するのですか？	申請書は日本語、英語の両方を提出して下さい(様式 4 CPD 実施記録簿は日本語のみ)。提出されない場合は、書類不備で審査対象になりません。ただし、審査は、日本語で行います。 また、申請書の記載内容は、日本語と英語で相違のないよう記入して下さい。相違が見受けられた場合、審査できない場合や要件を満たすと認められない場合があります。
3.	英語の申請書はなぜ必要なのですか？	APEC エンジニア参加国で構成される APEC エンジニア協定総会による監査や各国からの問い合わせ等に対応していく必要があります。
4.	英語能力の審査があるのですか？	英語能力の審査はありません。
5.	一級建築士免許証または免許証明書の再交付手続き中の場合はどのようにしたら良いのですか？	建築士登録証明書を提出して下さい。

No.	質 問	回 答
6.	大学のエンジニアリング課程とは何ですか？	大学での基礎工学分野(数学、物理等を含む)や建築等の専門に関する課程のことですが、 Structural 分野に申請する建築構造技術者の場合は、一級建築士の受験資格において必要な実務経験が2年である課程が、「大学のエンジニアリング課程」と判断されます。なお、「大学のエンジニアリング課程」を修了していない場合については、学歴、二級建築士の有無及び実務経験年数等を考慮し、モニタリング委員会が「大学のエンジニアリング課程」修了と同等かどうか判断します。
7.	エンジニアリング業務に大学院での研究は含まれますか？	大学院での研究はエンジニアリング業務になり得ません。建築構造に関する実務とは、構造設計、構造計算、建築士法第2条第8号の工事監理等を言います。
8.	(様式1)「学歴」欄は、どの学歴から記入すれば良いですか？	高校等の普通科での修了部分を除き、工学教育を受けたものについて記入して下さい。ただし、工学教育を受けていない方は、最終学歴を記入して下さい。
9.	学歴が5つ以上の場合どのように記入するのですか？	工学教育の学歴だけで5つ以上の場合、最終学歴から記入するようにして下さい。
10.	(様式2)「申請者の果たした役割」、(様式3)「プロジェクトの特徴」欄及び「責任ある立場で果たした役割」欄に書ききれない場合はどのようにしますか？	文字制限を守り、欄内に収まるように記入して下さい。ただし、Form3(様式3の英文様式)については、“Roles performed while you were in “responsible charge” of significant engineering work” の記入が所定の欄に収まらない場合、収まらない分を記入した別紙(A4サイズ、様式任意。)を次のページに添付して下さい。
11.	(様式2、3)「構造エンジニアとしての担当期間」とは何ですか？	プロジェクトの期間ではなく、そのプロジェクトの中で構造エンジニアとして携わった期間を記入して下さい。
12.	(様式2、3)「構造エンジニアとしての担当期間」に記入した期間が複数のプロジェクトで重複しても良いのですか？	同一時期に複数のプロジェクトに従事し、期間が重複する場合は、実務経験の期間として重ねてカウントすることはできません。
13.	APEC エンジニア要件の「エンジニアリング課程修了後、7年間以上の実務経験」とは、一級建築士取得後の実務経験を意味するのですか？	一級建築士の受験資格において必要な実務経験が2年である大学課程を修了した方については、大学のエンジニアリング課程修了後の実務経験を意味します。 大学課程を修了していない方については、一級建築士試験合格後の実務経験を意味します。
14.	APEC エンジニア要件の「エンジニアリング課程修了後、7年間の実務経験」とは、どのような実務を申請すれば良いのですか？	建築構造及びそれに明確に関連性を有する実務のみ を最近のものから新しい順序で、 期間を重複せずに7年間以上 について記入して下さい。 上記の実務以外のは認められませんので、疑わしいものについては、詳しく記入して下さい。審査において総期間数が7年間(84ヶ月)を下回る可能性がありますので多めに申請して下さい。
15.	APEC エンジニア要件の「2年間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場」とはどのような立場ですか？	一級建築士資格取得(登録)後の責任ある立場として担当した業務について記入して下さい。取得前の業務はカウントされません。 (二級建築士資格取得のみの立場で担当した業務についてカウントはできません。)
16.	様式3の図面等は、どのような書類を提出すれば良いのですか？	構造上の特徴を示す設計図等に限ります。(写真やパースのみでは、図面等の書類として認められません。)縮尺は自由です。なお、A4サイズ、2枚以内に収めるようお願いします。
17.	(様式3)「第三者証明」欄は、いくつかのプロジェクトが同じ上司の氏名になっても全ての様式に自署しても良いのですか？	1プロジェクトごとに第三者証明が必要になります。第三者証明のないプロジェクトは、実務経験として認められません。また、自署のコピーは不可です。

18.	(様式3)「第三者証明」欄は、申請者自身が部長等であった場合どのような方に自署してもらえば良いですか？	上司には役員を含めて結構です(その場合、所属部署の記載は不要です)。なお、構造設計部長等の場合、他の部門の長や共同事業担当者等、申請書の業務の実施を証明できる方に限ります。(申請者の友人又は部下の方は除きます。)
19.	(別紙)推薦書の「推薦者氏名」欄はどのような方に自署してもらえば良いですか？	推薦する時点において一級建築士として登録されている方で、2名分必要です。年齢、一級建築士登録後の年数、居住地域、申請者との面識年数、APEC エンジニア資格の有無は問いません。ただし、推薦時点において、申請者及び申請内容をよく理解している方に限ります。

§ 8. 審査申請書の記入上の注意事項と記入例

8-1	2017年度 APEC エンジニア（建築構造技術者） 審査申請書（新規用）記入にあたっての注意事項……………	16
8-2	和文審査申請書の記入例	
(1)	様式1の記入例……………	20
(2)	様式2の記入例……………	22
(3)	様式3の記入例……………	23
(4)	様式4の記入例……………	24
8-3	英文審査申請書の記入例	
(1)	Form1の記入例……………	26
(2)	Form2の記入例……………	28
(3)	Form3の記入例……………	29
(別紙)	推薦書の記入例……………	30